

様式集

産業廃棄物収集運搬業許可申請

産業廃棄物処分業許可申請

産業廃棄物処理業廃止・変更届出

産業廃棄物処理業の欠格要件に係る届出

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請

特別管理産業廃棄物処分業許可申請

特別管理産業廃棄物処理業廃止・変更届出

特別管理産業廃棄物処理業の欠格要件に係る届出

新潟市環境部廃棄物対策課

平成 23 年 4 月

平成 24 年 4 月一部改訂

平成 30 年 4 月一部改訂

目 次

収集運搬業許可申請書様式

様式第六号	産業廃棄物収集運搬業許可申請書	3～5
様式第十号	産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書	9～11
様式第十二号	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書	13～15
様式第十六号	特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書	19～21
様式第六号の二	産業廃棄物収集運搬業事業計画の概要等	23～32
市様式第1号(共通)	変更事項確認及び添付省略申立書	33～34
市様式第2号(共通)	使用人証明書	35
市様式第3号(共通)	事業場(駐車場・保管場所等を含む。)の写真	36
市様式第4号(共通)	土地・建物使用承諾書	37
市様式第5号(共通)	車両等施設使用承諾書	38
市様式第13号(共通)	経営改善計画書(法人用)	51
市様式第14号(共通)	経営改善計画書(個人用)	52

処分業許可申請書様式

様式第八号	産業廃棄物処分業許可申請書	6～8
様式第十号	産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書	9～11
様式第十四号	特別管理産業廃棄物処分業許可申請書	16～18
様式第十六号	特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書	19～21
市様式第1号(共通)	変更事項確認及び添付省略申立書	33～34
市様式第2号(共通)	使用人証明書	35
市様式第3号(共通)	事業場(駐車場・保管場所等を含む。)の写真	36
市様式第4号(共通)	土地・建物使用承諾書	37
市様式第5号(共通)	車両等施設使用承諾書	38
市様式第6号(処分)	欠格要件に該当しない者である旨の誓約書	39～40
市様式第7号(処分)	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類	41
市様式第8号(処分)	資産に関する調書(処分)	42
市様式第9号(処分)	事業計画の概要を記載した書類	43～47
市様式第10号(処分)	処分後の(特別管理)産業廃棄物の処理方法を記載した書類	48
市様式第11号(処分)	特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類	49
市様式第12号(処分)	特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者の経歴書	50
市様式第13号(共通)	経営改善計画書(法人用)	51
市様式第14号(共通)	経営改善計画書(個人用)	52

優良認定申請様式

市様式第15号(共通)	誓約書	53
-------------	-----	----

処理業届出書様式

様式第十一号	産業廃棄物処理業廃止・変更届出書	12
様式第十七号	特別管理産業廃棄物処理業廃止・変更届出書	22

市様式第 16 号 (届出)

法定代理人、役員、出資者等又は使用人の変更を記載した書類 54~55

市様式第 17 号 (届出)

収集運搬車・運搬船、駐車場、運搬容器の変更を記載した書類 56~57

別記様式第 13 号の 2

産業廃棄物処理業・特別管理産業廃棄物の

欠格要件に係る届出書 58

(参考) 欠格要件に係る条項 59

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

年 月 日

新潟市長

殿

申請者

〒

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）	
事務所及び事業場の所在地	事務所 〒 電話番号
	事業場 〒 電話番号
事業の用に供する施設の種類及び数量	
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	
※ 事 務 処 理 欄	

（日本工業規格 A列4番）

先行許可証（有 ・ 無）、（新規 ・ 更新）

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額	
	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
(ふりがな) 氏名又は名称		割合	住	所

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

産業廃棄物処分業許可申請書

年 月 日

新潟市長

殿

申請者

〒

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）	
事務所及び事業場の所在地	事務所 〒 電話番号
	事業場 〒 電話番号
事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）	
保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ	
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※ 事 務 処 理 欄	

（日本工業規格 A列4番）

先行許可証（有・無）、（新規・更新）

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額	本 籍 所
	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額 割合	住	

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 籍 所
	役職名・呼称	住

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

年 月 日

新潟市長

殿

申請者

〒

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、

産業廃棄物収集運搬業

産業廃棄物処分業

の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	
収集運搬業・処分業の区分	
事業の範囲（収集運搬業にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）	
変 更 の 内 容	
変 更 理 由	
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）	
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※ 事 務 処 理 欄	

（日本工業規格 A列4番）
 先行許可証（有 ・ 無）

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額	
	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
(ふりがな) 氏名又は名称		割合	住	所

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

産業廃棄物処理業 廃止 届出書
変更

年 月 日

新潟市長 殿

届出者 〒
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の
事項について 廃止 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 2 第 3 項
変更
において準用する同法第 7 条の 2 第 3 項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容(規則第 10 条の 10 第 1 項第 2 号に掲げる事項を除く。)		

変更した事項の内容(規則第 10 条の 10 第 1 項第 2 号に掲げる事項)

(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更

(ふりがな) 名 称	住 所

(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員(法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

廃止又は変更の理由

備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から 10 日(法人で規則第 10 条の 10 第 3 項第 1 号又は第 2 号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30 日)以内に提出すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

(日本工業規格 A 列 4 番)

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書

年 月 日

新潟市長 殿

申請者

〒

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）	
事務所及び事業場の所在地	事務所 〒 電話番号
	事業場 〒 電話番号
事業の用に供する施設の種類及び数量	
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	
※ 事 務 処 理 欄	

（日本工業規格 A列4番）

先行許可証（有・無）、（新規・更新）

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額	
	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
(ふりがな) 氏名又は名称		割合	住	所

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考
1 ※欄は記入しないこと。
2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

特別管理産業廃棄物処分業許可申請書

年 月 日

新潟市長 殿

申請者

〒

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の規定により、特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。）	
事務所及び事業場の所在地	事務所 〒 電話番号
	事業場 〒 電話番号
事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）	
保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ	
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※ 事 務 処 理 欄	

（日本工業規格 A 列 4 番）

先行許可証（有 ・ 無）、（新規 ・ 更新）

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額	
	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
(ふりがな) 氏名又は名称		割合	住	所

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考
1 ※欄は記入しないこと。
2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

特別管理産業廃棄物処理業の
事業範囲変更許可申請書

年 月 日

新潟市長 殿

申請者
〒
住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の規定により、
特別管理産業廃棄物収
特別管理産業廃棄物
集運搬業
処分業
の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	
収集運搬業・処分業の区分	
事業の範囲（収集運搬業にあつては、取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分する方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。）	
変 更 の 内 容	
変 更 理 由	
変更に係る事業の用に供する施設の 種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）	
変更に係る事業の用に供する施設の 処理方式、構造及び設備の概要	
※ 事 務 処 理 欄	

(日本工業規格 A列4番)
先行許可証 (有 ・ 無)

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額	
	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
(ふりがな) 氏名又は名称		割合	住	所

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考
1 ※欄は記入しないこと。
2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

特別管理産業廃棄物処理業 廃止 届出書
変更

年 月 日

新潟市長 殿

届出者 〒
住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた特別管理産業廃棄物処理業に係る以下の事項について 廃止 変更 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 5 第 3 項において準用する同法第 7 条の 2 第 3 項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容(規則第 10 条の 23 第 1 項第 2 号に掲げる事項を除く。)		

変更した事項の内容(規則第 10 条の 23 第 1 項第 2 号に掲げる事項)

(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更

(ふりがな) 名 称	住 所

(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員(法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

廃止又は変更の理由

備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から 10 日(法人で規則第 10 条の 23 第 3 項第 1 号又は第 2 号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30 日)以内に提出すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

(日本工業規格 A 列 4 番)

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物 の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性 状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
事務所の所在地					
駐車場の所在地		※ 付近の見取図を添付すること。			
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用途	容量	備考		

(3) 積替施設又は保管施設の概要

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

従業員数の内訳

年 月 日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
人	人	人	人	人	人	人	人

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

運搬車両の写真

自動車登録番号又は車両番号					
前 面 写 真	<p>写真の方向等について図示するのが望ましい。</p> <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の前面（真正面）を撮影すること。 ・ナンバープレートが確認できること。 				
	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の側面（真横）を撮影すること。 ・名称等の車体の表示が確認できること <p>既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。 車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。</p>				
	<table border="1"> <tr> <td>撮影</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> </table>	撮影	年	月	日
撮影	年	月	日		

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称		用途	
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ 容器等の全体が写るように撮影すること。			
		撮影	年 月 日

運搬容器等の名称		用途	
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ 容器等の全体が写るように撮影すること。			
		撮影	年 月 日

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法		
内 訳	金 額（千円）	
事業の開始に要する 資 金 の 総 額		
土 地		
事 務 所		
収集運搬車両		
積替保管施設		
調 達 方 法	自 己 資 金	
	借 入 金	
	（借入先名）	
	そ の 他	
	増 資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

資 産 に 関 す る 調 書 (個人用)			
			年 月 日現在
資産の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土 地			
建 物			
備 品			
車 両			
そ の 他			
資 産 計			
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
そ の 他			
負 債 計			

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

新潟市長 様

申請者
住所
氏名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

印

変更事項確認及び添付省略申立書

年 月 日

新潟市長 様

申請者 住 所
氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

- ・ **更新**
変更 許可申請にあたり、申請内容について次のとおりであることを確認します。
(次のいずれかの番号に○印をつけること。)

- 1 前回の許可申請以降、変更事項はありません。
- 2 前回の許可申請以降の変更事項については、下記のとおり変更届出済みです。

届出年月日	変 更 内 容
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

(裏面に続く。)

市様式第 1 号（共通）（裏面）

- ・ 次の書類は変更がないため、添付を省略します。
（省略する書類の番号に○印をつけること。）

共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業計画の概要を記載した書類（様式第六号の二第 1 面～第 7 面又は市様式第 9 号） 2 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図並びに駐車場、積替え保管施設、処理施設の設置（係留）場所及び保管施設の土地の公図又は建物図面 3 2 に掲げる施設及び土地又は建物の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設及び土地又は建物を使用する権原を有すること）を証する書類
(特別管理) 産業廃棄物 処分業	<ol style="list-style-type: none"> 4 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面 5 処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類（市様式第 10 号）

使用人証明書

年 月 日

新潟市長 様

申請者、届出者 住 所
氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

下記の者は、使用人であつて、次に掲げるものの代表者である（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 10 に規定する使用人である）ことを証明します。

(次のいずれかに○印をつけること。)

- 1 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- 2 1 に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

記

氏 名

事業場の名称

職 名

事業場（駐車場・保管場所等を含む。）の写真

* 施設の全体が確認できること。

施設の種類	
所在地	

土地・建物使用承諾書

住所
申請者、届出者
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

上記の者が行う産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業に、下記の土地・建物を使用することを承諾します。

記

土地・建物の所在	地目	面積 (m ²)	用途	使用承諾期間

年 月 日

住所
承諾者*
氏名 印
(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び代表者印)

* 所有者（登記名義人）と承諾者が異なる場合、その理由

--

車 両 等 施 設 使 用 承 諾 書

住 所
申請者、届出者
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

上記の者が行う産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業に、下記の施設を使用することを承諾します。

記

種 類*	自動車登録（車両）番号・船舶番号 若しくは他と識別できる事項	使用承諾期間

* 種類欄は、収集運搬車の場合は自動車検査証に記載の車体の形状、運搬船の場合は船舶検査証書に記載の船名、その他の施設の場合は施設の名称を記載すること。

年 月 日

住 所
承諾者*
氏 名 印
(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び代表者印)

* 使用者又は所有者と承諾者が異なる場合、その理由

欠格要件に係る条項

1 法第 14 条第 5 項第 2 号イ

法第 7 条第 5 項第 4 号イからトまでのいずれかに該当する者

- (1) 法第 7 条第 5 項第 4 号イ
成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- (2) 法第 7 条第 5 項第 4 号ロ
禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- (3) 法第 7 条第 5 項第 4 号ハ
法、浄化槽法 (昭和 58 年法律第 43 号) その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号。第 32 条の 2 第 7 項を除く。) の規定に違反し、又は刑法 (明治 40 年法律第 45 号) 第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律 (大正 15 年法律第 60 号) の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- (4) 法第 7 条第 5 項第 4 号ニ
法第 7 条の 4 第 1 項 (第 4 号に係る部分を除く。) 若しくは第 2 項若しくは法第 14 条の 3 の 2 第 1 項 (第 4 号に係る部分を除く。) 若しくは第 2 項 (これらの規定を法第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。) 又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者 (当該許可を取り消された者が法人である場合 (法第 7 条の 4 第 1 項第 3 号又は法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号 (法第 14 条の 6 において準用する場合を含む。) に該当することにより許可が取り消された場合を除く。) においては、当該取消しの処分に係る行政手続法 (平成 5 年法律第 88 号) 第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員 (業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、法第 8 条の 5 第 6 項及び法第 14 条第 5 項第 2 号ニにおいて同じ。) であった者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。)
- (5) 法第 7 条第 5 項第 4 号ホ
法第 7 条の 4 若しくは法第 14 条の 3 の 2 (法第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。) 又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分する日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第 7 条の 2 第 3 項 (法第 14 条の 2 第 3 項及び法第 14 条の 5 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。) の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分 (再生することを含む。) の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出をした者 (当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。) で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの
- (6) 法第 7 条第 5 項第 4 号ヘ
法第 7 条第 5 項第 4 号ホに規定する期間内に法第 7 条の 2 第 3 項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、法第 7 条第 5 項第 4 号ホの通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人 (当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。) の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人 (当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。) の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの
- (7) 法第 7 条第 5 項第 4 号ト
その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者

2 法第 14 条第 5 項第 2 号ロ

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) 又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者 (以下「暴力団員等」という。)

3 法第 14 条第 5 項第 2 号ハ

営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が法第 14 条第 5 項第 2 号イ又はロのいずれかに該当するもの

4 法第 14 条第 5 項第 2 号ニ

法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに法第 14 条第 5 項第 2 号イ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

5 法第 14 条第 5 項第 2 号ホ

個人で政令で定める使用人のうちに法第 14 条第 5 項第 2 号イ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

6 法第 14 条第 5 項第 2 号ヘ

暴力団員等がその事業活動を支配する者

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

内 訳		金 額（千円）
事業の開始に要する資金の総額	資 本 金	
	施設整備費用	
	土 地	
	事 務 所	
	収集運搬車・運搬船（収集運搬） 処理施設（処分）	
	保管場所	
	最終処分場維持管理費用（処分）	
	環境汚染賠償責任保険（処分）	
合 計		
調 達 方 法	自 己 資 金	
	借 入 金	
	借 入 先 名	
	借 入 残 高	
	年 間 返 済 額	
	返 済 期 間	
	利 率	
	増 資	
合 計		
* 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること。		

新たに必要としない理由

資 産 に 関 す る 調 書 (個人用)			
			年 月 日現在
資産の種類	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
現金預金			
受取手形			
売掛金			
有価証券			
未収入金			
土地			
建物			
機械器具			
車両・船舶			
その他			
資 産 計			
負債の種類別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
買掛金			
支払手形			
預り金			
前受金			
その他			
負 債 計			

事業計画の概要を記載した書類

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること。）

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）ごとの処分計画*¹

	産業廃棄物の 種類* ²	処分方法	処分量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					

*1 変更許可申請の場合は、追加する事業の範囲についてのみ記載すること。

*2 当該産業廃棄物が石綿含有産業廃棄物である場合は、その旨を記載すること。

3. 処分量の用に供する施設の概要 (1) 中間処理施設* ¹	
施設の種類* ²	
設置場所* ²	
設置年月日* ³	
処理する産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。)の種類及び処理能力* ²	
処理方式、構造及び設備の概要	
環境保全措置の概要	
<p>*1 施設ごとに記載すること。</p> <p>*2 産業廃棄物処理施設(設置・変更)許可証又は事前協議完了通知に記載の内容を記載すること。なお、許可証と完了通知で項目が重複しているものについては、許可証の記載内容を優先すること。</p> <p>*3 産業廃棄物処理施設使用前検査申請書又は工事完了報告書に記載の竣工^{しゅん}の年月日又は工事完了年月日を記載すること。</p>	

（2）保管場所（処分等のための保管）*1

中間処理施設の種類及び 処理する産業廃棄物の種類	
所在地*2	
環境保全措置の概要	

取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）ごとの保管計画

産業廃棄物の種類*3	処分前 処分後 の別	面積 (m ²)	屋外 屋内 の別	保管容器 (種類・個数)	保管数量 (保管上限) *4 (t 又は m ³)	最大積 上げ高 さ*5 (m)	処理能力か ら算出した 保管上限*6 (t 又は m ³)

*1 保管場所のある事業場ごとに記載すること。

*2 保管場所になる土地の地番をすべて記載すること。

*3 同じ種類の産業廃棄物を事業場内で2か所に分けて保管する場合は、2行に分けて記載すること。この場合、処分前の保管にあつては、処理能力から算出した保管上限欄は、1行にすること。

*4 保管数量は、処理能力から算出した保管上限*6以内となっていること。ただし、保管する産業廃棄物が当該処分後のものである場合、本欄は記載不要。

*5 屋外で容器を用いずに保管する場合は、最大積上げ高さを記載すること。

*6 第2面記載の処理能力の14日分として算出した量を記載すること（例外あり）。ただし、保管する産業廃棄物が当該処分後のものである場合、本欄は記載不要。

(3) 最終処分場* ¹	
最終処分場の種類* ²	
設置場所* ²	
設置年月日* ³	
最終処分場の面積及び埋立容量* ²	
埋め立てる産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。)の種類* ² (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	
構造及び設備の概要	
放流水の水質等	
その他環境保全措置の概要	
<p>*1 施設ごとに記載すること。</p> <p>*2 産業廃棄物処理施設(設置・変更)許可証に記載の内容を記載すること。</p> <p>*3 使用前検査結果通知に記載の竣工^{しゅん}の年月日を記載すること。</p>	

（4）その他処分業の用に供する施設*及び特別管理産業廃棄物処分業にあつては必要な
 附帯設備（全容がわかる写真を添付すること。）

施設・附帯設備の種類等	用途	能力	所有者	備考

* 産業廃棄物の中間処理施設への投入に用いるタイヤショベル等

4. 処分業務の具体的な計画（処分業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

業務時間	～	（うち、休憩時間 分）
休業日		

従業員等数*内訳（原則として業に係る部分のみ）

年 月 日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	政令第6条の10に規定する使用人	事務員	運転手 船員	作業員	その他	合計
人	人	人	人	人	人	人	人

* 兼務の場合は、その旨を記載すること。

5. その他

処分後の（特別管理）産業廃棄物等の処理方法を記載した書類					
	処分後の産業廃棄物等の種類* ¹	発生量 (t/月又は m ³ /月)	処理 方法* ²	搬出先の名称 及び所在地	搬出先までの 運搬者* ³
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					

* 1 処分後の産業廃棄物等の種類ごとに記載すること。
 * 2 廃棄物処理である場合は、「中間処理（処分方法（焼却、破砕等）」又は「最終処分」と記載すること。廃棄物処理でない場合は、「売却」等と記載すること。
 * 3 自ら運搬する場合は「自己」と記載すること。

市様式第 11 号 (処分)

特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類	
分析機器の種類	
数量 (基)	
分析する特別管理産業廃棄物の種類	
検出項目	
設置状況 (写真添付等)	

特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者の経歴書

特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者は下記のとおりです。

(次のいずれかに○印をつけ，下表を記載すること。)

ア 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において、理学、医学歯学、薬学、衛生学、工学、農学若しくは獣医学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、6か月以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事した経験を有する者

イ 衛生検査技師又は臨床検査技師であって、6か月以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事した経験を有する者

ウ 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において、理学、薬学、工学、農学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事した経験を有する者

エ ア、イ又はウに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

氏 名		生年月日	
所 属			
最終学歴			
資 格			
水質検査又はその他の理化学検査等の実務に従事した経歴			
年 月 ～ 年 月	年 数	内 容	

以上のとおり、相違ありません。

年 月 日

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

経 営 改 善 計 画 書 (法 人 用)

1 利益が計上できていないことかつ自己資本率が1割以下であること、又は債務超過であることの原因

2 改善策

3 今後の見込み

	実績←		→見込			
	直前期	今期	来期	第 期	第 期	第 期
	年 月 日 く 年 月 日	年 月 日 く 年 月 日	年 月 日 く 年 月 日	年 月 日 く 年 月 日	年 月 日 く 年 月 日	年 月 日 く 年 月 日
売 上 高						
売 上 原 価						
売上総利益						
販売費及び一般管理費						
営 業 利 益						
営業外収益						
営業外費用						
経 常 利 益						
特 別 利 益						
特 別 損 失						
税引前当期利益						
当 期 利 益						
資 産 の 部						
負 債 の 部						
純資産の部						
自己資本比率(%) (純資産÷資産×100)						

* 原因、改善策とも具体的に明記すること。

* 見込み額については、改善策に記載した改善策と整合性を持たせ、合理的な数字を記載すること。

経 営 改 善 計 画 書 (個 人 用)

資産に関する調書の負債計が資産計を上回っている場合、添付すること。

1 資産に関する調書の負債計が資産計を上回っていることの原因

2 改善策

3 今後の見込み (実績は、収支内訳書 (白色申告の添付書類) 又は所得税青色申告決算書から転記すること。)

	実績←		→見込			
	前年	本年	来年	年	年	年
売上高(収入)						
売上原価						
差引金額						
経費						
差引金額						

- * 収支内訳書又は所得税青色申告決算書を直前3年分添付すること。
- * 原因、改善策とも具体的に明記すること。
- * 見込み額については、改善策に記載した改善策と整合性を持たせ、合理的な数字を記載すること。

誓 約 書

新潟市長 様

年 月 日から 年 月 日までの間、産業廃棄物収集運搬業にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第9条の3第1号、産業廃棄物処分業にあつては、同規則第10条の4の2第1号、特別管理産業廃棄物収集運搬業にあつては、同規則第10条の12の2第1号、特別管理産業廃棄物処分業にあつては、同規則第10条の16の2第1号に規定する特定不利益処分を受けていないことを誓約します。

年 月 日

住 所

氏 名 印
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

【特定不利益処分】

- ①廃棄物処理業に係る事業停止命令(法第7条の3及び第14条の3(法第14条の6において準用する場合を含む。))
- ②廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令(法第9条の2及び第15条の2の7)
- ③廃棄物処理施設の設置の許可の取消し(法第9条の2の2及び第15条の3)
- ④再生利用認定の取消し(法第9条の8第9項(法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。))
- ⑤広域認定の取消し(法第9条の9第10項(法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。))
- ⑥無害化認定の取消し(法第9条の10第7項(法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。))
- ⑦二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の取消し(法第12条の7第10項)
- ⑧廃棄物の不適正処理に係る改善命令(法第19条の3)
- ⑨廃棄物の不適正処理に係る措置命令(法第19条の4第1項(法第19条の10第1項において準用する場合を含む。)、第19条の4の2第1項、第19条の5第1項(法第19条の10第2項において準用する場合を含む。))及び第19条の6第1項)

収集運搬車・運搬船、駐車場、運搬容器の変更を記載した書類

(1) 収集運搬車・運搬船

	車体の形状 又は船名* ¹	自動車登録 (車両) 番号 又は船舶番号	最大積載量 (kg) 又は 載貨重量 トン数 (t)	検査証有効 年月日	所有者 (使用者)	変更状況* ²		
						新規	継続	廃止
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

* 1 車体の形状は自動車検査証に記載のもの、船名は船舶検査証書に記載のものを記載すること。

* 2 この欄は変更届出にのみ使用する。該当する欄に○を記載すること。

(2) 駐車場						
	所在地 ^{*1}	駐車場の面積	駐車可能台数	変更状況 ^{*2}		
				新規	継続	廃止
1						
2						
3						
4						
5						

* 1 駐車場になる土地の地番をすべて記載すること。
 * 2 この欄は変更届出にのみ使用する。該当する欄に○を記載すること。

(3) 運搬容器*			
	種類	容量	数量
1			
2			
3			
4			
5			

* 脱着装置付コンテナ専用車に積載する脱着式コンテナは、運搬容器とする。

産業廃棄物処理業・特別管理産業廃棄物処理業の許可の欠格要件に係る届出書	
年 月 日	
（あて先）新潟市長	
届出者 住 所 （法人にあっては所在地） 氏 名 （法人にあっては名称及び代表者の氏名） 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の2第3項において準用する法第7条の2第4項（法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第4項）の規定により、産業廃棄物処理業・特別管理産業廃棄物処理業の許可の欠格要件に該当したので届け出ます。	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
収集運搬業・処分業の区分	
該 当 す る 条 項 （該当するものの番号を○で囲んでください。）	1 法第7条第5項第4号イ 2 法第7条第5項第4号ロ 3 法第7条第5項第4号ハ 4 法第7条第5項第4号ニ 5 法第7条第5項第4号ホ 6 法第7条第5項第4号ヘ 7 法第14条第5項第2号ハ 8 法第14条第5項第2号ニ 9 法第14条第5項第2号ホ
欠格要件に該当するに至った具体的事由	
欠格要件に該当するに至った年月日	年 月 日
備考 1 この届出書は、欠格要件に該当するに至った日から2週間以内に提出してください。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、その欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付してください。	

(参考)

欠格要件に係る条項

1 法第7条第5項第4号イ（法第14条第5項第2号イ）

成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

2 法第7条第5項第4号ロ（法第14条第5項第2号イ）

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

3 法第7条第5項第4号ハ（法第14条第5項第2号イ）

法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の2第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

4 法第7条第5項第4号ニ（法第14条第5項第2号イ）

法第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは法第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（法第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（法第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、法第8条の5第6項及び法第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

5 法第7条第5項第4号ホ（法第14条第5項第2号イ）

法第7条の4若しくは法第14条の3の2（法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分する日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第7条の2第3項（法第14条の2第3項及び法第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの

6 法第7条第5項第4号ヘ（法第14条第5項第2号イ）

法第7条第5項第4号ホに規定する期間内に法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、法第7条第5項第4号ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

7 法第14条第5項第2号ハ

営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が法第14条第5項第2号イ又はロのいずれかに該当するもの

8 法第14条第5項第2号ニ

法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに法第14条第5項第2号イ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

9 法第14条第5項第2号ホ

個人で政令で定める使用人のうちに法第14条第5項第2号イ又はロのいずれかに該当する者のあるもの